笠置上人貞慶(二五五~二二三)は、法相教学の興隆、	は、採録の趣意を誌して「予幸求得上人両三箇之先蹤、式結(*書)常来専開山
戒律の復興、笠置寺の整備と弥勒信仰の流布、「興福寺奏状」	置太鏡百錬鈔之終詞、以之為称揚懸鏡之肝要、以之為讃嘆餝
と専修念仏の停止など、多くの事跡を以て知られるが、著作	花之手本、風月之得意有便、儒道之流筆無滞、写此様厳彼言
も多く、殊に願文・講式・諷誦文の撰述に於ては、当代稀に	而已」とある。
見る多作の人であった。本稿では、聖徳太子信仰に関する唱	『太鏡百錬鈔』は、全三巻からなる書である。本書の伝本
導資料をめぐり、少しく考えたところを述べてみたい。	は、大東急記念文庫に康暦元年(一三七九)の写本三軸が架
貞慶の太子信仰に関する資料は、その撰と伝えられる『太	蔵され、大和文華館(安政四年写・鈴鹿文庫旧蔵)と法隆寺に、
子和讃』『聖徳太子講式』を始め、『観音講式』「笠置寺十三	その転写本が架蔵される。撰者の聖云素観は「常楽寺開山」
重塔造立願文」などが知られるが、聖云素観の撰になる『太	「菩提寺(橘寺)ノ聖云素観長老」「太子伝博達ノ人」などと
鏡百錬鈔』下巻末には、「太子八相文残篇」「太子徳讃義残篇」	伝えられる人で、他に『太鏡鈔』十二巻、『太鏡底容鈔』六
「聖徳太子講」と題する三種の文書が収載され、「太子八相文	巻の著作がある。いずれも『聖徳太子伝暦』の末書であるが、
残篇」に「如意抄云私云畧伝文取要句了」「(朱書)為求仏房太子供養章之云…」、	本書下巻の跋文に自著を称して「橘寺餘流太子伝自作未書」
「太子徳讃義残篇」に「讃仏乗抄云照理鈔等有之」「朱書」承元三百日+一	とある如く、聖云の著作は、中世の代表的な太子伝学の師で
□+1□[(養2-4/H+H+)、「聖徳太子講」に「以笠置上人御真筆本書	あり、『上宮太子伝拾遺記』『聖徳太子平氏伝雑勘文』(正和三
之」「承安三年二十十二日用之」とあって、いずれも貞慶の撰	年(一三一四)成立)の撰者である橘寺の長老法空の所説を継
になるものであることを明示し、また「聖徳太子講」の後に	承し、これを基礎に私案を加えたもので、主として『伝暦』

笠置上人貞慶と聖徳太子信仰

―『太鏡百錬鈔』所収の三種の資料をめぐって-

兼

子

恵

順

印度學佛教學研究第五十四巻第一号 平成十七年十二月

- 271 -

B授口决、忝預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、繇茲製作此	る聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺長老之	た 撰者聖云の 生没 年時 も 判然 とし ない が、 本書 下巻 奥書 に 見	本書の撰時については、これを明記するところはない。ま	原本未見の故、慶応大学斯道文庫撮影の複写本)によった。	いってみたい。なお、本書の引用は、大東急記念文庫蔵本	に新たな領域を加えることにもなるが、以下にその可能性を	になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料	は、貞慶の太子信仰を検証するための好個の資料を得ること	の如くである。当該文書が「真撰」として承認されるとすれ	く書については、管見ではなお能く存知せられていないもの	る。それ故、その収載記事は新出資料とは言い難いが、当該	記述の一部が紹介されるなど、既に存在の知られる文献であ	本書は、『国書総目録』に収録され、太子伝関係の論攷に	ことが、前掲の採録の趣意文に見える。	式」として太子への称揚・讃歎の肝要となし手本となすべき	6当該文書については、貞慶に於ける太子信仰の蹤跡であり、
五五)、本書を書写した橘寺の住持寛瑜が「常楽寺聖云上人製作太子もと尾題のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年(一三末文、将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は、もと	本書を書写した橘寺の住持寛瑜が「常楽寺聖云上人製題のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は決、忝預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、繇茲薊	本書を書写した橘寺の住持寛瑜が「常楽寺聖云上人製題のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は、一天帝後醍醐天皇之勅請 叡問、繇茲制云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺皇	本書を書写した橘寺の住持寛瑜が「常楽寺聖云上人製題のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年決、忝預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、繇茲知云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺冒聖云の生没年時も判然としないが、本書下巻奥書	本書を書写した橘寺の住持寛瑜が「常楽寺聖云上人劃題のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年沢、忝預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、繇茲三の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺聖云の生没年時も判然としないが、本書下巻奥	本書を書写した橘寺の住持寛瑜が「常楽寺聖云上人劃超のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年一次、忝預(先帝後醍醐天皇之勅請)叡問、繇茲一一の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺配の生没年時も判然としないが、本書下巻奥のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年のも、慶応大学斯道文庫撮影の複写本)によった	本書を書写した橘寺の住持寛瑜が「常楽寺聖云上人劃題のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年空云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺一聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺一望云の生没年時も判然としないが、本書下巻奥二の撰時については、これを明記するところはない。なお、本書の引用は、大東急記念文	本書を書写した橘寺の住持寛瑜が「常楽寺聖云上人剄やる領域を加えることにもなるが、以下にその可な領域を加えることにもなるが、以下にその可能時については、これを明記するところはない。なお、本書の引用は、大東急記念文(見の故、慶応大学斯道文庫撮影の複写本)によったい。なお、本書の引用は、大東急記念文(見の故、慶応大学斯道文庫撮影の復写本)によったい。なお、本書の引用は、大東急記念文(しな領域を加えることにもなるが、以下にその可	本書を書写した橘寺の住持寛瑜が「常楽寺聖云上人劃超のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四日な、家預、先帝後醍醐天皇之勅請、叡問、繇茲、本書の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺三の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺」の撰時については、これを明記するところはないが、森預、先帝後醍醐天皇之勅請、叡問、繇茲、「「伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱	本書を書写した橘寺の住持寛瑜が「常楽寺聖云上人剄れるための好個の資料を得て、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱で、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱でで後にあったものらしく、奥書によれば文和四位の道記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺記の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺記の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺記の道記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺で後にあったものらしく、奥書によれば文和四位の資料を得した。	本書を書写した橘寺の住持寛瑜が「常楽寺聖云上人剽砲のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四位である。当該文書が「真撰」として承認される「常楽寺聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺」である。当該文書が「真撰」として承認されるで、その」、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱の資料を得い。なお、本書の引用は、大東急記念文の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺である。当該文書が「真撰」として承認される	本書を書写した橘寺の住持寛瑜が「常楽寺聖云上人割違のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四百次、新花発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱いな領域を加えることにもなるが、以下にその可な領域を加えることにもなるが、以下にその可な領域を加えることにもなるが、以下にその可なである。当該文書が「真撰」として承認されるで、「「「」、「「「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」	本書を書写した橘寺の住持寛瑜が「常楽寺聖云上人割 や、 赤た発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱 、 また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱 、 また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱 、 また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱 、 また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱 、 また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱 、 また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱 、 また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱 、 また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱 、 また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱 、 また発掘と紹介が進められつのある貞慶の唱 、 また発掘と紹介が進められていな 、 本書下巻奥 の 支援については、 これを明記するところはな の 支援時については、 これを明記するところはな の 支援時については、 これを明記するところはな の 支援時については、 これを明記するところはな の 支援した 本書の引用は、 大東急記念文 、 た で し た で た の う の 支援した る か が 、 本書下 巻奥 の すぐ後に あった も の ら し く、 奥書に よれば 文和四 に か か い か ま 一 を 奥 の すぐ後に あった も の ら し く、 奥書に よれば 文和四 に か か が 、 本書 下 巻奥 の すぐ後に あった も の ら し く、 奥書に よれば 文和四 に か か が 、 本書 下 巻奥 の すぐ後に あった も の ら し く 、 奥書に よれば 文和四 に か か が 、 本書 下 巻奥 の すぐ後に あった も の ら し く い が 、 本書 下 巻奥 の すぐ後に あった も の ら し く 、 奥書に よれば 文和 四 に か か が 、 本書 下 巻奥	本書を書写した橘寺の住持寛瑜が「常楽寺聖云上人割地のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四次である。当該文書が「真撰」として承認されるである。当該文書が「真撰」として承認されるである。当該文書が「真撰」として承認されるである。当該文書が「真撰」として承認されるである。当該文書が「真撰」として承認されるである。当該文書が「真撰」として承認される。 「の撰時については、これを明記するところはない。なお、本書の引用は、大東急記念での の故、慶応大学斯道文庫撮影の複写本)によった 「の」については、これを明記するところはな 「会校、素預」た帝後醍醐天皇之勅請」叡問、繇茲 や、忝預」先帝後醍醐天皇之勅請」叡問、繇茲 や、忝預」た帝後醍醐天皇之勅請」叡問、繇茲 、香賀」には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺 「常伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記)	□は、『国書総目録』に収録され、太子伝関係の □は、『国書総目録』に収録され、太子伝関係の □すぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四 □な領域を加えることにもなるが、以下にその可 いては、管見ではなお能く存知せられていな うかたい。なお、本書の引用は、大東急記念文 「の選時については、これを明記するところはな 「の遺記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺 「な領域を加えることにもなるが、以下にその可 な領域を加えることにもなるが、以下にその可 な領域を加えることにもなるが、以下にその可 な領域を加えることにもなるが、以下にその可 な領域を加えることにもなるが、以下にその可 な領域を加えることにもなるが、以下にその可 な領域を加えることにもなるが、以下にその可 な領域を加えることにもなるが、以下にその可 な領域を加えることにもなるが、以下にその可 な領域を加えることにもなるが、以下にその可 なである、慶応大学斯道文庫撮影の複写本)によった 「な領域を加えることにもなるが、以下にその可 な領域を加えることにもなるが、以下にその可 して、また発掘と紹介が進められつのある貞慶の によった 「な領域を加えることにもなるが、以下にその可 していないが、本書下巻奥 のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四 によった によった してる。当該文書写した の」ののでは、これを明記するところはな の の によった の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	本書を書写した橘寺の住持寛瑜が「常楽寺聖云上人割 や、添預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、孫茲 の山武では、管見ではなお能く存知せられていな である。当該文書が「真撰」として承認される である。当該文書が「真撰」として承認される である。当該文書が「真撰」として承認される である。当該文書が「真撰」として承認される である。当該文書が「真撰」として承認される である。当該文書が「真撰」として承認される である。当該文書が「真撰」として承認される である。当該文書が「真撰」として承認される である。当該文書が「真撰」として承認される である。当該文書が「真撰」として承認される ()の故、慶応大学斯道文庫撮影の複写本)によった ()の故、慶応大学斯道文庫撮影の復写本)によった ()の故、慶応大学斯道文庫撮影の復写本)によった ()の故、慶応大学斯道文庫撮影の復写本)によった ()の故、慶応大学が道文庫撮影の復写本)によった ()の故、慶応大学が道文庫撮影の復写本)によった ()の故、慶応大学が道文庫撮影の復写本) ()の) ()の) ()の) ()の) ()の) ()の) ()の) ()	、 大 東 急 記 之 し て 承 志 北 で る ら れ る ら れ る ら れ る ら れ る ら 長 慶 の 昭 、 大 東 急 記 念 た の 知 ら れ て い 難 や れ て れ い 難 や れ て れ で わ れ て れ て れ で れ て れ て れ て れ て れ て れ ち れ て た た そ の 一 に よ っ の て に よ っ の て の 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
もと尾題のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年(一三末文、将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は、もと	もと尾題のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年(一三末文、将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は、もと面授口决、忝預(先帝後醍醐天皇之勅請)叡問、繇茲製作此	もと尾題のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年(一三末文、将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は、もと面授口决、忝預(先帝後醍醐天皇之勅請)叡問、繇茲製作此える聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺長老之	もと尾題のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年(一三末文、将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は、もとえる聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橋樹寺長老之た撰者聖云の生没年時も判然としないが、本書下巻奥書に見	もと尾題のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年(一三末文、将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は、もとえる聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺長老之た撰者聖云の生没年時も判然としないが、本書下巻奥書に見本書の撰時については、これを明記するところはない。ま	もと尾題のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年(二三末文、将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は、もとた撰者聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺長老之た撰者聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺長老之(原本未見の故、慶応大学斯道文庫撮影の複写本)によった。	もと尾題のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年(二三本書の撰時については、これを明記するところはない。また撰者聖云の生没年時も判然としないが、本書下巻奥書に見た撰者聖云の生没年時も判然としないが、本書下巻奥書に見た撰者聖云の生没年時も判然としないが、本書下巻奥書に見た子、将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は、もと末文、将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は、もとえる聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺長老之、「「「」、「「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、」、「」、「」、「」、「	もと尾題のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年(二三、大文、将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は、もとた撰者聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橋樹寺長老之た撰者聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橋樹寺長老之た撰者聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橋樹寺長老之にもなるが、以下にその可能性をに新たな領域を加えることにもなるが、以下にその可能性を	もと尾題のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年(一三 を置くの生況」を決定したい。なお、本書の引用は、大東急記念文庫蔵本探ってみたい。なお、本書の引用は、大東急記念文庫蔵本に新たな領域を加えることにもなるが、以下にその可能性をに新たな領域を加えることにもなるが、以下にその可能性をに新たな領域を加えることにもなるが、以下にその可能性をになり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料	もと尾題のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年(二三 下文、将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は、もと た撰者聖云の生没年時も判然としないが、本書下巻奥書に見 た選者聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺長老之 える聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺長老之 える聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺長老之 える聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺長老之 える聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺長老之 をててみたい。なお、本書の引用は、大東急記念文庫蔵本 探ってみたい。なお、本書の引用は、大東急記念文庫蔵本 になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料 になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料 になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料 になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料 になり、また発掘との人」	もと尾題のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年(二三 をと属のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年(二三 を選者聖云の生没年時も判然としないが、本書下巻奥書に見た でかたい。なお、本書の引用は、大東急記念文庫蔵本 になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料 になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料 になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料 によった。 本書の撰時については、これを明記するところはない。ま た撰者聖云の生没年時も判然としないが、本書下巻奥書に見 たて、将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は、もと をで、将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は、もと をで、の為証明加判形而已」(この追記は、もと をとて承認されるとすれ の如くである。当該文書が「真撰」として承認されるとすれ	しと尾題のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年(二三の女子である。当該文書が「真撰」として承認されるとすれていない、なお、本書の引用は、大東急記念文庫蔵本探ってみたい。なお、本書の引用は、大東急記念文庫蔵本になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料になり、また発掘と紹介が進められていない。また選者聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橋樹寺長老之える聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橋樹寺長老之える聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橋樹寺長老之える聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橋樹寺長老之で、将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は、もとた選者聖云の生没年も判然としないが、本書下巻奥書に見た選んである。当該文書が「真撰」として承認されるとすれの如くである。当該文書が近くのがした。	もと尾題のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年(二三 もと尾題のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年(二三 もと尾題のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年(二三 を、将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は、もと 末文、将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は、もと 末文、将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は、もと 本書の撰時については、これを明記するところはない。ま た撰者聖云の生没年時も判然としないが、本書下巻奥書に見 たてみたい。なお、本書の引用は、大東急記念文庫蔵本 (原本未見の故、慶応大学斯道文庫撮影の複写本)によった。 (原本未見の故、慶応大学斯道文庫撮影の複写本)によった。 (原本未見の故、慶応大学斯道文庫撮影の複写本)によった。 (原本未見の故、慶応大学斯道文庫撮影の複写本)によった。 (原本未見の故、慶応大学斯道文庫撮影の複写本)によった。 (原本未見の故、慶応大学新道文庫撮影の複写本)によった。 (京本未見の故、慶応大学新道文車撮影の複写本)によった。 (京本未見の故、慶応大学新道文庫撮影の複写本)によった。 (京本未見の故、慶応大学新道文庫撮影の複写本)によった。 (京本未見の故、慶応大学新道文庫撮影の複写本)によった。 (京本未見の故、慶応大学新道文庫撮影の複写本)によった。 (京本未見のな、一本書の引用は、大東急記念文庫蔵本 (京本未見のな、本書の引用は、大東急記念文庫蔵本 (京本未見のな、東京、大学教書に見 たてみたい。なお、本書の引用は、大東急記念文庫蔵本 (京本未見のな、慶応大学新道文書が「真撰」として承認されるとすれ の如くである。当該文書が「真子」として承認されるとすれ の如くである。当該文書が「真子」として承認されるとすれ の如くである。当該文書が「真子」として承認されるとすれ のの単でみたい。なお、本書の引用は、大東急記念文庫蔵本 (京本未見の故、慶応大学新道文書が「真子」として承認されるとすれ (京本未見の故、慶応大学新道文書が「真子」として承認されるとすれ (京本未見のな、金)、本書の引用は、大東急記念文庫蔵本 (京本未見のな、金)、本書の引用は、大東急記念文庫蔵本 (京本ま見の本書、伝表」、本書で登録)、(二)、(二)、(二)、(二)、(二)、(二)、(二)、(二)、(二)、(二	しと尾題のすぐ後にあったものらしく、奥書によれば文和四年(二三の大学院である。当該文書が「真撰」として承認されるとすれて、真慶の太子信仰を検証するための好個の資料を得ることになり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料になり、また発掘と記介が進められつつある貞慶の唱導資料になってみたい。なお、本書の引用は、大東急記念文庫蔵本探ってみたい。なお、本書の引用は、大東急記念文庫蔵本に新たな領域を加えることにもなるが、以下にその可能性をに新たな領域を加えることにもなるが、以下にその可能性をになってみたい。なお、本書の引用は、大東急記念文庫蔵本に新たな領域を加えることにもなるが、以下にその可能性をになり、また選者聖云の生役年も判然としないが、本書下巻奥書に見た選者聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橋樹寺長老之える聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橋樹寺長老之、将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は、もと本書の保護の支援部である。それ故、その収載記事は新出資料とは言い難いが、当該える聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橋樹寺長老之、「「「「「「」」の追記には「右於太子伝者、依為先師橋樹寺長老之、「「」」の追記には「右於太子伝者、依為先師橋樹寺長老之、「「」」の追記には「右於太子伝者、依為先師橋樹寺長老之、「「」」の追記には「右於太子伝者、依為先師橋樹寺長老之、「」」の追記に、「」」の追認に、「」」のより、その、「」」のも、「」の」のである。	本書の なお、 なお、 なお、 本書の なが になり、 また発掘と紹介が進められつつある 真慶の 太子信仰を検証するための好個の 資料を得ること になり、 また発掘と紹介が進められつつある 真慶の 太子信仰を検証するための好個の 資料を得ること になり、 また発掘と紹介が進められつつある 真慶の 出す た で あた の は、 に な た で あ の た で た で か 、 な 記 、 な に な た 、 の た で し た で か に た の に た の に し た の に し た の の に し た の の の に た の の の た た の の た の た の た の の た の た の た の た い っ た い っ な お 、 本書 の 引 た に も な る が、 い 下 に そ の 可 能 性 を に な か 、 い た で み た い っ た い 。 な お 、 、 本書 の 男 前 に よ っ た の 。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	 本書は、『国書総目録』に収録され、太子伝関係の論攷に 本書は、『国書総目録』に収録され、太子伝関係の論攷に 本書は、『国書総目録』に収録され、太子伝関係の論攷に 本書の供載記事は新出資料とは言い難いが、当該 これを明記するための好個の資料を得ること になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料になり、また発掘と記介が進められつつある貞慶の唱導資料になり、また発掘といては、これを明記するところはない。また (原本未見の故、慶応大学斯道文庫撮影の複写本)によった。 (原本未見の故、慶応大学斯道文庫撮影の複写本)によった。 (東未見の故、慶応大学斯道文庫撮影の複写本)によった。 (京本未見の故、慶応大学斯道文庫撮影の複写本)によった。 (京本書の供給、本書の引用は、大東急記念文庫蔵本になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料になり、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱導資料になり、また発表しないが、本書下巻奥書に見た選者聖云の生没年時も判然としないが、本書下巻奥書に見える聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺長老之える聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺長老之える聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺長老之える聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺長老之える聖云の追認には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺長老之える聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺長老之える聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺長老之える聖云の追認に、ま、本書の撰書に見んでのが、本書の撰書に見た選者であったものが、本書で後醍醐天皇、の追認は、もと本書のなど、第二、本書の表示が、本書の書に見るとしないが、本書の提供の言葉を表示が、「本書の」」 	「式」として太子への称揚・讃歎の肝要となし手本となすべき ことが、前掲の採録の趣意文に見える。 ことが、前掲の採録の趣意文に見える。 ことが、前掲の採録の趣意文に見える。 「式」として太子への称揚・讃歎の肝要となし手本となすべき 「式」として太子への称揚・讃歎の肝要となし手本となすべき
将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は、も	将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この5決、忝預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、	将伝彼末葉、仍為証明加判形決、忝預、先帝後醍醐天皇之封	将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」決、忝預 先帝後醍醐天皇之勅請云の追記には「右於太子伝者、依為云の追記には「右於太子伝者、依為	将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は決、忝預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、繇茲云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺聖云の生没年時も判然としないが、本書下巻奥の撰時については、これを明記するところはな	将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記は決、忝預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、繇茲二の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺三の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺については、これを明記するところはな	将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記さた、忝預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、繇茲二の遅時については、これを明記するところはなっの追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺での追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺	将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記さつ)、 この追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺三の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺三の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺については、これを明記するところはな(しないが、本書下巻奥)、 (())、 ())、 ())、 ())、 ())、 ())、 ())、	将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記さな領域を加えることにもなるが、以下にその可ごの追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺空云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺三の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺三の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺三の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺	将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記なで、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱での追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺三の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺三の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺については、これを明記するところはないが、本書下巻奥副天皇之勅請 叡問、繇茲	将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記なである。当該文書が「真撰」として承認される。 である。当該文書が「真撰」として承認されるである。当該文書が「真撰」として承認される。 の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺 である。当該文書が「真撰」として承認される	将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記さである。当該文書が「真撰」として承認される「の」とについては、管見ではなお能く存知せられていな、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱である。当該文書が「真撰」として承認されるの道記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺三の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺である。当該文書が「真撰」として承認される	将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記) や、忝預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、繇茲 である。当該文書が「真撰」として承認される である。当該文書が「真撰」として承認される である。当該文書が「真撰」として承認される である。当該文書が「真撰」として承認される である。当該文書が「真撰」として承認される である。当該文書が「真撰」として承認される である。当該文書が「真撰」として承認される である。当該文書が「真撰」として承認される である。当該文書が「真撰」として承認される である。当該文書が「真撰」として承認される である。当該文書が「真撰」として承認される の 道記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺 一次、忝預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、繇茲 の 皇之の生没年時も判然としないが、本書下巻奥 一次、忝預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、 の 道記には「右於太子伝者、依 太子師橘樹寺	将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記なである。当該文書が「真撰」として承認されるなど、既に存在の知識記事は新出資料とは言い難いが一部が紹介されるなど、既に存在の知られる文子信仰を検証するための好個の資料を得定の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺三の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺については、これを明記するところはないが、本書、後醍醐天皇之勅請 叡問、繇茲、本書の引用は、大東急記念文である、慶応大学斯道文庫撮影の複写本)によったの追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺での追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺である、慶応大学が道文庫撮影の複写本)によったの追記には、「右於太子伝者、依為先師橘樹寺である。当該文書が「真撰」として承認される文	『 伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記2 「 「 に で ある。当該文書が「 真撰」として承認される な に な 行 仰を検証するための好個の資料を得 で ある。当該文書が「 真撰」として承認される な に な 行 仰を検証するための好個の資料を得 で ある。 当該文書が「 真撰」として承認される 文 に な 領域を加えることにもなるが、以下にその可 な 領域を加えることにもなるが、以下にその可 な 領域を加えることにもなるが、以下にその可 な 領域を加えることにもなるが、以下にその可 な 領域を加えることにもなるが、以下にその可 な 領域を加えることにもなるが、以下にその可 な 領域を加えることにもなるが、以下にその可 な 領域を加えることにもなるが、以下にその可 な 領域を加えることにもなるが、以下にその可 な 領域を加えることにもなるが、以下にその可 な の 追記には「 右 於 太子伝 貴 服 し よった の よ っ た の の 追 に よった の り 二 む い 、 本 書 下 し て 本 書 下 に そ の 可 し て が 、 本 書 下 に そ の 明 に よ っ た の の の 道 に し て ふ た の の の の の し な が 、 い で に る こ ろ は 、 の 明 し に よ っ た の 可 し 、 い が 、 、 、 い で 、 、 本 ま し 、 い 、 、 本 書 下 と こ ろ は 、 の も し 、 な 、 、 、 本 書 、 、 本 書 下 巻 奥 の っ た 、 の ち っ た の 、 、 本 書 、 、 、 る 、 、 、 本 書 、 、 、 、 、 の し っ た い の し 、 、 、 本 書 、 、 、 本 書 、 し る い が 、 、 、 、 本 る い が 、 の 二 っ た る か 、 の 書 、 し る い が 、 の 一 、 の こ の ら に う し っ た う 、 る 、 、 の 当 」 、 の も つ い の 一 、 、 、 、 、 、 、 、 一 、 、 、 る 、 で る し る 、 の 日 、 、 っ た る 、 の 日 、 、 一 、 る る 、 、 る 、 、 る 、 る 、 の 日 、 の る こ る は に る し つ し こ ろ し こ ろ し る 、 の し る 、 る し こ ろ し こ る し 、 る し る 、 の し る 、 る し の の の し っ の こ ろ し ら 、 の し こ う 、 し つ し っ う つ し こ ら し う の し つ っ こ ら し つ し つ つ つ し つ し つ つ つ し つ つ つ し つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ	将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記なである。当該文書が「真撰」として承認されるなど、既に存在の知られる文化の政策記事は新出資料とは言い難いが一部が紹介されるなど、既に存在の知られる文化である。当該文書が「真撰」として承認される、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱である。当該文書が「真撰」として承認されるである。当該文書が「真撰」として承認されるであたい。なお、本書の引用は、大東急記念文である。当該文書が「真撰」として承認される文である。当該文書が「真撰」として承認される。 「は、『国書総目録』に収録され、太子伝関係の 「な領域を加えることにもなるが、以下にその可 なる。当該文書が「真撰」として承認される で るたい。なお、本書の引用は、大東急記念文	将伝彼末葉、仍為証明加判形而已」(この追記なの 定して太子への称揚・讃歎の肝要となし手本とない。なお、本書の引用は、大東急記念文 に、前掲の採録の趣意文に見える。 にする。当該文書が「真撰」として承認される文 である。当該文書が「真撰」として承認される文 である。当該文書が「真撰」として承認される文 である。当該文書が「真撰」として承認される文 である。当該文書が「真撰」として承認される文 である。当該文書が「真撰」として承認される文 である。当該文書が「真撰」として承認される文 である。当該文書が「真撰」として承認される文 である。当該文書が「真撰」として承認される文 の世のでは、たまを発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱 、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱 、また発掘と紹介が進められつある貞慶の唱 、また発掘と紹介が進められつある貞慶の唱 、また発掘と紹介が進められつのある貢慶の唱 、また発掘と記介が進められつある貢慶の唱 、また発掘と紹介が進められつある貢慶の唱 、また発掘と紹介が進められつある貢慶の唱 、また発掘と紹介が進められつある貢慶の唱 、また発掘と紹介が進められつある貢彦の唱 、また発掘と紹介が進められつたる。 、 の項」を示して、たま、本書の引用は、大東急記念文 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
	忝預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、	忝預 先帝後醍醐天皇之執の追記には「右於太子伝者、	忝預 先帝後醍醐天皇之勅請の追記には「右於太子伝者、依為 四の生没年時も判然としないが、	忝預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、繇茲の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺云の生没年時も判然としないが、本書下巻奥撰時については、これを明記するところはな	忝預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、繇茲の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺云の生没年時も判然としないが、本書下巻奥」時については、これを明記するところはなの故、慶応大学斯道文庫撮影の複写本) によった	忝預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、繇茲の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺云の生没年時も判然としないが、本書下巻奥 與時については、これを明記するところはなの故、慶応大学斯道文庫撮影の複写本)によった	忝預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、繇茲の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺での生没年時も判然としないが、本書下巻奥氏でいては、これを明記するところはなの生没年時も判然としないが、本書下巻奥の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺での追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺での主没年時も判然としないが、本書下巻奥の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺での主法のが、人下にその可能の生活を見た。	忝預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、繇茲の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺 云の生没年時も判然としないが、本書下巻奥 時については、これを明記するところはな なお、本書の引用は、大東急記念文 前域を加えることにもなるが、以下にその可 また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱	忝預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、繇茲の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺工の生没年時も判然としないが、本書下巻奥時については、これを明記するところはなのも、慶応大学斯道文庫撮影の複写本)によった して、これを明記するところはなの して、、本書の引用は、大東急記念文 したい。なお、本書の引用は、大東急記念文 したい。なお、本書の引用は、大東急記念文 したいのでは、これを明記するところはな	忝預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、繇茲の 此でい。なお、本書の引用は、大東急記念文 にい。なお、本書の引用は、大東急記念文 しないが、本書下巻奥 など、ては、これを明記するところはなの など、一時も判然としないが、本書下巻奥 の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺 なの生没年時も判然としないが、本書下巻奥 し記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺 なの主没年時も判然としないが、本書下巻奥 なの主没年時も判然としないが、本書下巻奥 なの主没年時も判然としないが、本書下 して承認される などの	系預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、経茲の の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺 ての生没年時も判然としないが、本書下巻奥 して承認される の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺	ふ預、先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、繇茲の の太子信仰を検証するための好個の資料を得 しては、管見ではなお能く存知せられていな なお、本書の引用は、大東急記念文 市域を加えることにもなるが、以下にその可 なた発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱 なたい。なお、本書の引用は、大東急記念文 での生没年時も判然としないが、本書下巻奥 の直記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺 ての生没年時も判然としないが、本書下巻奥	添預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、繇茲の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺ムの生没年時も判然としないが、本書下巻奥時については、これを明記するための好個の資料を得時については、これを明記するところはない。なお、本書の引用は、大東急記念文で生没年時も判然としないが、本書下巻奥時については、これを明記するところはないが、慶応大学斯道文庫撮影の複写本)によったたい。なお、本書の引用は、大東急記念文で生没年時も判然としないが、本書下巻奥の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺本書の主法の主義を告告。	『国書総目録』に収録され、太子伝関係の 高額になったたい。なお、本書の引用は、大東急記念文 でしたい。なお、本書の引用は、大東急記念文 でしたい。なお、本書の引用は、大東急記念文 でしたい。なお、本書の引用は、大東急記念文 での生没年時も判然としないが、本書下巻奥 の太子信仰を検証するための好個の資料を得 たい。なお、本書の引用は、大東急記念文 たい。なお、本書の引用は、大東急記念文 たい。なお、本書の引用は、大東急記念文 での生没年時も判然としないが、本書下巻奥 の直記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺	「国書総目録」に収録され、太子伝関係の 前が紹介されるなど、既に存在の知られる文 前が紹介されるなど、既に存在の知られる文 では、管見ではなお能く存知せられていな でしては、営見ではなお能く存知せられていな 、その収載記事は新出資料とは言い難いが いては、管見ではなお能く存知せられていな の太子信仰を検証するための好個の資料を得 して承認される 、以下にその可 また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱 また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱 たい。なお、本書の引用は、大東急記念文 たい。なお、本書の引用は、大東急記念文 によった にい。なお、本書の引用は、大東急記念文 の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺	示預 先帝後醍醐天皇之勅請 叡問、繇茲の のな、慶応大学斯道文庫撮影の複写本)によった では、ごれを明記するための好個の資料を得 なお、本書の引用は、大東急記念文 ではなお能く存知せられていな が紹介されるなど、既に存在の知られる文 ではなお能く存知せられていな でしたい。なお、本書の引用は、大東急記念文 たい。なお、本書の引用は、大東急記念文 では、これを明記するところはな での生没年時も判然としないが、本書下巻奥 の直記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺 の の 直には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺 の の に に たの の に に で に た の た で で に で に た で に た で に た で で に で に た で で に で の で で の で で で の で で の の の で の で で の で の で の で で で で の で の で の の で の で で の で の で で の で の で の で の で で で の の の の で の
聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺 書の選時については、貞慶に於ける太子信仰の蹤跡」 として太子への称揚・讃歎の肝要となし手本とな については、管見ではなお能く存知せられていな については、管見ではなお能く存知せられていな たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 り、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱 り、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、 なる、本書で たるの にたる。 の り、また発掘と紹介が進められつつある 点慶の に たるの の が して承認される ための の が して承認される に たる が い たる の が して承認される に を 知 して の が し で り し し して の が し の の が し の の り し の の り た の の の の の り た の の の の の の の の の	者聖云の生没年時も判然としないが、本書下巻奥書の撰時については、貞慶に於ける太子信仰の蹤跡」 については、京兄が進められつつある貞慶の唱 り、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可	書の撰時については、これを明記するところはな それ故、その収載記事は新出資料とは言い難いが 「「「」」」である。当該文書が「真撰」として承子への称揚・讃歎の肝要となし手本とな それ故、その収載記事は新出資料とは言い難いが については、管見ではなお能く存知せられていな については、管見ではなお能く存知せられていな たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 り、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱 り、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱 う、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱	「未見の故、慶応大学斯道文庫撮影の複写本」によった。 「また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱響してみたい。なお、本書の引用は、大東急記念文庫でみたい。なお、本書の引用は、大東急記念文庫が、前掲の採録の趣意文に見える。	てみたい。なお、本書の引用は、大東急記念文庫でみたい。なお、本書の引用は、大東急記念文信仰の蹤跡でして本子への称揚・讚歎の肝要となし手本となったな領域を加えることにもなるが、以下にその可能については、管見ではなお能く存知せられていないである。当該文書が「真撰」として承認される、それ故、その収載記事は新出資料とは言い難いが、「「「」」として承認される、ここである。当該文書が「真」として承認される、ここである。当該文書が「真」として承認される、ここである。当該文書が「真」として承認される、ここでいては、 真慶に於ける太子信仰の蹤跡でである。 うち いん しょう	たな領域を加えることにもなるが、以下にその可能である。当該文書については、貞慶に於ける太子伝関係の許可については、管見ではなお能く存知せられていないである。当該文書が「真撰」として承認される、その収載記事は新出資料とは言い難いが、については、管見ではなお能く存知せられていないな、その収載記事は新出資料とは言い難いが、それ故、その収載記事は新出資料とは言い難いが、それ故、その収載記事は新出資料とは言い難いが、たてある。当該文書が「真優に於ける太子伝関係の許可については、貞慶に於ける太子信仰の蹤跡で	り、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱響り、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の出たついては、貞慶に於ける太子伝関係の対応である。当該文書が「真撰」として承認される、それ故、その収載記事は新出資料とは言い難いが、前掲の採録の趣意文に見える。 「たついては、管見ではなお能く存知せられていないないである。当該文書が「真撰」として承認されるなど、既に存在の知られる文がである。当該文書が「真撰」として承認される、 「該文書については、貞慶に於ける太子信仰の蹤跡で	「該文書については、貞慶に於ける太子信仰の蹤跡で 「該文書については、貞慶に於ける太子信仰の蹤跡で」	如くである。当該文書が「真撰」として承認される、一部が紹介されるなど、既に存在の知られるなど、既に存在の知られる文が、前掲の採録の趣意文に見える。これ、本子伝関係の教学書は、『国書総目録』に収録され、太子伝関係のなどが、前掲の採録の趣意文に見える。	青については、管見ではなお能く存知せられていな、それ故、その収載記事は新出資料とは言い難いが、小の一部が紹介されるなど、既に存在の知られる文が、前掲の採録の趣意文に見える。 こが、前掲の採録の趣意文に見える。 「まえ」として太子への称揚・讃歎の肝要となし手本とな	それ故、その収載記事は新出資料とは言い難いが、 処の一部が紹介されるなど、既に存在の知られる文部 として太子への称揚・讃歎の肝要となし手本とな 三該文書については、貞慶に於ける太子信仰の蹤跡で	記述の一部が紹介されるなど、既に存在の知られる文献であて、本書は、『国書総目録』に収録され、太子伝関係の論攷に「式」として太子への称揚・讃歎の肝要となし手本となすべきの当該文書については、貞慶に於ける太子信仰の蹤跡であり、	本書は、『国書総目録』に収録され、太子伝関係の論攷にことが、前掲の採録の趣意文に見える。「式」として太子への称揚・讃歎の肝要となし手本となすべき「式」として太子への称揚・讃歎の肝要となし手本となすべき	ことが、前掲の採録の趣意文に見える。「式」として太子への称揚・讚歎の肝要となし手本となすべき「式」として太子への称揚・讚歎の肝要となし手本となすべき」	「式」として太子への称揚・讃歎の肝要となし手本となすべきの当該文書については、貞慶に於ける太子信仰の蹤跡であり、	の当該文書については、貞慶に於ける太子信仰の蹤跡であり、	
聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺 聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺 聖云の追記には「右於太子伝者、依為先師橘樹寺		書の撰時については、これを明記するところはな として太子への称揚・讃歎の肝要となし手本とな きして太子への称揚・讃歎の肝要となし手本とな については、管見ではなお能く存知せられていな については、管見ではなお能く存知せられていな については、管見ではなお能く存知せられていな については、管見ではなお能く存知せられていな については、管見ではなお能く存知せられていな たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可	「未見の故、慶応大学斯道文庫撮影の複写本」によった。 「法の故、慶応大学斯道文庫撮影の複写本」によった。 「述に関する橘寺系の秘事・口伝の伝書である。本書の引用は、大東急記念文庫でみたい。なお、本書の引用は、大東急記念文庫が、前掲の採録の趣意文に見える。 「志な領域を加えることにもなるが、以下にその可能たな領域を加えることにもなるが、以下にその可能である。当該文書が「真撰」として承認される、ここのなど、常見ではなお能く存知せられていない。 「素の秋玉、本書の引用は、大東急記念文庫でみたい。なお、本書の引用は、大東急記念文庫である。 「素の公、慶応大学斯道文庫撮影の複写本」によった。	てみたい。なお、本書の引用は、大東急記念文庫 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可能 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可能 である。当該文書が「真撰」として承認される については、管見ではなお能く存知せられていな については、管見ではなお能く存知せられていな については、管見ではなお能く存知せられていな については、管見ではなお能く存知せられていな については、管見ではなお能く存知せられる文 については、管見ではなお能く存知せられる である。当該文書が「真撰」として承認される である。当該文書が「真子」として承認される である。当該文書が「真子」として承認される である。当該文書が「真子」として承認される である。当該文書が「真子」として承認される である。当該文書が「真子」として承認される である。当該文書が「真子」として承認される である。 して太子への称場・ でしたるの所 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	たな領域を加えることにもなるが、以下にその可能な領域を加えることにもなるが、以下にその可能については、管見ではなお能く存知せられていない。 それ故、その収載記事は新出資料とは言い難いが、 である。当該文書が「真撰」として承認される、 については、管見ではなお能く存知せられていない。 たな領域を加えることにもなるが、以下にその可能 が、前掲の採録の趣意文に見える。	り、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の唱響り、また発掘と紹介が進められつつある貞慶の出来して大子への称揚・讃歎の肝要となし手本とない、前掲の採録の趣意文に見える。が、前掲の採録の趣意文に見える。が、前掲の採録の趣意文に見える。ごされな、その収載記事は新出資料とは言い難いが、それ故、その収載記事は新出資料とは言い難いが、である。当該文書が「真握」として承認される、だが、前掲の採録の趣意文に見える。本書は、『国書総目録』に収録され、太子伝関係の話である。当該文書が「真」として承認される、ための好価の資料を得知していては、資源の社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会	」「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	知くである。当該文書が「真撰」として承認される、 である。当該文書が「真撰」として承認される、 の一部が紹介されるなど、既に存在の知られる文哲 として太子への称揚・讃歎の肝要となし手本となっ が、前掲の採録の趣意文に見える。 それ故、その収載記事は新出資料とは言い難いが、 言については、管見ではなお能く存知せられていな である。当該文書が「真撰」として承認される、 な子に関係の の で いては、管見ではなお能く存知せられるな の で の の で の の の の の の の の の の の の の の	青については、管見ではなお能く存知せられていな」 いの一部が紹介されるなど、既に存在の知られる文が、前掲の採録の趣意文に見える。 こが、前掲の採録の趣意文に見える。 それ故、その収載記事は新出資料とは言い難いが、 可認文書については、貞慶に於ける太子信仰の蹤跡で 可認文書については、貞慶に於ける太子信仰の蹤跡で のかが、前掲の採録ののでは、一般での伝書である。本書	それ故、その収載記事は新出資料とは言い難いが、 処の一部が紹介されるなど、既に存在の知られる文哲 として太子への称揚・讃歎の肝要となし手本とな こが、前掲の採録の趣意文に見える。 三該文書については、貞慶に於ける太子信仰の蹤跡で 三該文書については、貞慶に於ける太子信仰の蹤跡で	記述の一部が紹介されるなど、既に存在の知られる文献であことが、前掲の採録の趣意文に見える。「式」として太子への称揚・讃歎の肝要となし手本となすべきことが、前掲の採録の極意文に見える。	本書は、『国書総目録』に収録され、太子伝関係の論攷にことが、前掲の採録の趣意文に見える。ことが、前掲の採録の趣意文に見える。の当該文書については、貞慶に於ける太子信仰の蹤跡であり、の記述に関する橘寺系の秘事・口伝の伝書である。本書所収	ことが、前掲の採録の趣意文に見える。「式」として太子への称揚・讃歎の肝要となし手本となすべき「式」として太子への称揚・讃歎の肝要となし手本となすべきり、の記述に関する橘寺系の秘事・口伝の伝書である。本書所収	「式」として太子への称揚・讃歎の肝要となし手本となすべきの当該文書については、貞慶に於ける太子信仰の蹤跡であり、の記述に関する橘寺系の秘事・口伝の伝書である。本書所収	の当該文書については、貞慶に於ける太子信仰の蹤跡であり、の記述に関する橘寺系の秘事・口伝の伝書である。本書所収	の記述に関する橘寺系の秘事・口伝の伝書である。本書所収

になる。 之終、 年に至り、東大寺戒壇院別房に師主某の草本を以て本書を書写した 共に不明であるが、聖云は「予得笠置上人之御書、案太子八 供養に草したものであることを朱書注記する他、撰時・年齢 と述べていることからすれば、本書の撰時は、鎌倉末期から 橘寺長老法空の面受口决に依拠したものであり、後醍醐天皇 知られる)とあって、本書或いは本書を含む聖云の著作は、 東大寺僧高深が 只有道理之時、 相之始終、此八相者、 重恩深士女猶知」が付されていたものらしい。求仏房の太子 我国世尊也、金人入夢之始、早示普現三昧之応用、白鳥守墓 入涅槃の各相に配するもので、これに表白「夫上宮太子者、 成道」に擬し、入胎・誕生・降魔・擬成道・出家志・転法輪 文残篇」は、『伝暦』記載の太子の事跡を釈尊一期の「八相 入寂後、およそ百二十年前後の比較的早い時期であったこと 本書への当該文書の採録は、建暦三年(二二三)二月の貞慶 南北朝初期にかけての時代とみてよい。この判断に従えば、 (在位一三一八~一三三九)の勅請・叡問に与ったものでもある 代之儀式、泣思五百餘歳之伝灯、不異遺法三時之流布、徳 次に当該文書の構成・内容等については、先ず「太子八相 猶振神境智通之威力、倩聞四十九年之在世、宛同釈尊 全無年月之時、若依年月之時代、正立八相之 師主の命によって現伝の位置に書き移したことが 闕一相也」「予云、上人御書八相者、

拠として収載されていることは注意すべきことであろう。	菩提、下自一称一礼之善、上至十善三乗之行、四衆八部、在
書は見えないが、貞慶撰とされる文書が、「讃仏乗抄」を典	「是以六百余歳之間、六十餘州之内、現身転禍為福浄土
伝の『讃仏乗抄(鈔)』には「太子徳讃義残篇」に該当する文	依救世之誓願、誕豊日之王宮、挙一州之機根、施三宝之弘通」
蔵本には、貞慶の撰になる願文・諷誦文数篇が伝存する。現	然而朝議紛紜、彼此異論、王臣踟蹰、法化未普、爰上宮太子、
おり、寛元四年(一二四六)、宗性の書写になる東大寺図書館	次に「太子徳讃義残篇」は、「欽明無為之代、写教伝我朝、
辺の人とも推測される。興福寺周辺の唱導資料を多く伝えて	物が伝存することは注意すべきことであろう。
する。編者は、安居院の聖覚とも東大寺の宗性など貞慶の周	なく、本書と「如意抄」との同異は定かでないが、斯かる書
を散逸し、現在はその一部が東大寺図書館と金沢文庫に伝存	に当たる。現伝本には「太子八相文残篇」に該当する記述は
元来は厖大な規模の唱導文献であったと推定されるが、多く	年(二二〇五)は、貞慶の笠置寺移住(建久四年)の十二年後
「讃仏乗抄」は、諸家の願文・諷誦文等を集成するもので、	どの文中識語を伴って収載される。右の識語に見える元久二
注記する。なお、聖云が「太子徳讃義残篇」の典拠とする	元久二年三月十三日、於笠置南谷湯屋石蒸之間書之云々」な
(二二〇九)十一月十二日、貞慶五十五歳時の撰になることを	「此大師御草、以御真筆折紙書之」「書本御自筆也、其記云、
を強調しつつ太子の霊異勝事を讃歎するもので、承元三年	養・北観音寺(清水寺)座主某堂舎供養に関する文書三篇が、
現による仏法の流伝・興隆を略述し、さらに法相宗との関係	えられるが、写本一冊に慈恩大師基・阿弥陀如来造立開眼供
化身としての太子の在世滅後にわたる利生方便と、観音の応	現伝本の形態からは増補分冊や藍本の一部である可能性も考
光普照之垂跡、観音大士之応現也」とあるなど、救世観音の	延応元年(一二三九)は、貞慶入寂の二十六年後に当たる。
負浮壷来我国、中算大徳尺門之領袖、制書記弘我宗、皆是大	貞慶に関係するかと思われる南都の唱導文献であり、書写の
皇光明皇后、多建寺塔、大発仏法、又鑒真和尚戒律之大祖、	「暦仁二年無射五日」)をもつ『如意鈔』が架蔵される。本書は
観音化身、為三蔵写瓶、製百本章疏、貽千代遺葉、又聖武天	東大寺図書館に「延応元年暮冬廿六日書之了」の奥書(表紙
仏法之伝来、中宗之濫觴、皆是観音御力也」「慈恩大師又為	云が「太子八相文残篇」の典拠とする「如意抄」については、
智難量、皆是救世観音和光之方便、上宮太子利生之化宜也、	院御宇以来、是末法時分也」などと私案を添える。なお、聖
家出家、殖其善種、貯其良因者、一恒河之砂不数、十方仏之	次第」「予以笠置上人之御義、謂遺法三時之流布自冷泉

笠置上人貞慶と聖徳太子信仰(兼子) 笠置上人貞慶と聖徳太子信仰(兼子) 笠置上人貞慶と聖徳太子信仰(兼子) 笠置上人貞慶と聖徳太子信仰(兼子) 笠置上人貞慶と聖徳太子信仰(兼子) 笠置上人貞慶と聖徳太子信仰(兼子) 笠置上人貞慶と聖徳太子信仰(兼子) 笠置上人貞慶と聖徳太子信仰(兼子) 笠置上人貞慶と聖徳太子信仰(兼子) 笠丁、太子への報恩謝徳としてその事跡を讃歎し、「決択之 大二日、貞慶十九歳の時の撰とされ、『太竳国之神力也」などと 古って、太子への報恩謝徳としてその事跡を讃歎し、「決択之 大二日、貞慶十九歳の時の撰とされ、『太強百錬鈔』への採録 に依拠したことを特筆する。 当該文書の概要は以上の如くである。もとより各文書はそ 山ぞれに独自の構成・内容を有するが、太子の事跡に関する 記述は、いずれも『伝暦』の所説を基本とするもので、文書 記述は、いずれも『伝暦』の所説を基本とするもので、文書 記述は、いずれも『伝暦』の所説を基本とするもので、文書 記述は、いずれも『伝暦』の所説を基本とするもので、文書 記述は、いずれも『伝暦』の所説を基本とするもので、文書 記述は、いずれも『伝暦』の所説を基本とするもので、文書 記述は、いずれも『伝暦』の所説を基本とするもので、文書 記述は、いずれも『伝暦』の所説を基本とするもので、文書 ○
柜互に内容の矛盾する所はない。太子の事跡について『伝暦』
を基本とすることは、貞慶の他の著作にも共通する。また、
いずれの文書も太子の遺徳への讃歎・報謝を表明するが、よ
り特色ある太子観は、太子を救世観音の化身と観る立場を基
盤として、「太子八相文残篇」「聖徳太子講」では、太子の事
跡を釈尊一期の事跡に擬すること、また「太子徳讃義残篇」

化儀、 観音の応現と観る「太子徳讃義残篇」や「況至我朝者。 聞世、十之八九無不観音」などとあり、仏法の流伝・興隆を るが、「太子八相文残篇」に「夫上宮太子者、 はまた は金沢文庫蔵本『讃仏乗鈔』の「三十三人観音値遇修造勧進帳 されたものであることは明瞭であろう。なお、前者について 於三会」などと見えるが、これらの文が法相宗の立場から書 徳太子講」に「是以上綱為謝彼伝灯之宏恩、寧修此决択之梵 之光三千餘所」「而春日第四宮即観音之垂跡、太子一体」、「聖 之精舎、 > 護景雲遷御笠山、 御力也」「中算大徳尺門之領袖、制書記弘我宗」「春日大明神」 如来也」とあって、その記述は極めて類似する。また後者は 鸞の「和国之教主聖徳皇」に先行する太子観として注目され ることにある。殊に前者は、所伝の撰時が確かであれば、 (撰時・撰者不詳)に「彼聖徳太子者我等世尊也、粗聞一期之 「太子徳讃義残篇」に「仏法之伝来、中宗之濫觴、皆是観音 ……倩聞四十九年之在世、 「聖徳太子講」では、太子を法相宗の流伝や興隆に結び付け 」に「凡四十九年之済生、宛如釈迦尊八相……誠是辺土之 講讚一乗之妙文、論談三性之奥理」「興福伽藍、 宛同八相之成道」とあるものが注目される。本文書に 「爰我朝者観音大士有縁之地也、霊仏之多国、 由之維摩堂静、槐壇之煙五百餘廻、唯識窓深、 朝~暮~護応理之教法、時~尅~守興福 宛同釈尊一代之儀式」、「聖徳太子 我国世尊也 継法輪 名神之 蛍雪 濫觴 親

笠置上人貞慶と聖徳太子信仰(兼 子)
年、自欽明至皇朝四十八代、権化実類之弘仏教、君王人庶之
年となる。また「聖徳太子講」には「彼自後漢至太宋一千餘
年とされるが、太子の生年に仮に六百年を加えれば一一七二
当することになる。因みに「聖徳太子講」の撰時は一一七三
六百餘歳・五百餘歳を加えれば、貞慶の時代はほぼこれに相
が、『伝暦』に基づく太子の生年(五七二)・没年(六二二)に
あり、年数の違いは「伝灯」「遺教」によるものと解される
「六百余歳」が太子の誕生以来の年数であることは明らかで
歳之遺教」とあるものが注目される。「太子徳讃義残篇」の
延命、後生離苦得脱、浄土菩提」、「聖徳太子講」に「六百餘
是以六百余歳之間、六十餘州之内、現身転禍為福、除病
救世之誓願、誕豊日之王宮、挙一州之機根、施三宝之弘通
思五百餘歳之伝灯」、「太子徳讃義残篇」に「爰上宮太子、依
次に当該文書の撰時については、「太子八相文残篇」に「泣
三年には、七段の『観音講式』を草している。
八)のことであり、「太子徳讃義残篇」の撰時と伝えられる翌
笠置から観音寺(海住仙寺)に移住したのは承元二年(二二〇
通した立場を示す。観音値遇・補陀落往生を欣求する貞慶が、
誰疑観音之機縁」などとある貞慶の三段『観音講式』とも共
諸社神明本地雖区。威光甚者亦観音垂跡歟。受生於我国之人
六箇之伽藍雖知救世観音之方便処処霊験多為観音。
異他。尋而可信。是以聖徳太子為弘仏法自来東海。始建四十

(四天王寺国際仏教大学教授)

3 安三年は、この時期に含まれる。鳥羽上皇の院政は後白河天 継いで十月には後白河天皇が即位しているから、右の「皇朝」 年(一一五五)五月のことであるが、七月に同天皇は崩御し、 朝 数えて四十八代目(室町時代以前故に弘文天皇を除く)の「皇 能性の高い資料の如くに思われる。(註は省略する) د *ا* 実権は後白河天皇から同上皇へと継続されていたことにな 皇の在位中、既に保元元年七月で終わっているから、 院政を開始しており、「聖徳太子講」の撰時と伝えられる承 保元三年(二一五八)、二条天皇に譲位すると直ちに第一次の 当する。貞慶の誕生は、第七十六代近衛天皇の治世、久寿二 施聖行、霊異事雖多、未聞如太子」とあるが、欽明天皇より いたことも、撰時考定の手掛りとなろうか。 澄憲など、貞慶の周辺には後白河上皇と関係浅からぬ人々が は貞慶の時代と符合することになる。なお、後白河天皇は * 東大寺図書館並びに同館の横内裕人氏に記して深謝の意を表する。 管見では、『太鏡百錬鈔』の他に当該文書の引用例を見な (キーワード) 貞慶、太子信仰、 一は、第七十七代後白河天皇(一一五五~五八)の朝廷に相 明確な決め手を欠くが、当該文書は貞慶の著作として可 祖父の藤原通憲(信西)をはじめ、叔父の成範、 唱導資料、太鏡百錬鈔 朝廷の 静賢、

-275-

Abstracts

(150)

"the lesser vehicle" which the historical Śākyamuni preached in his time with "the great vehicle" which arose after the death of Śākyamuni by using the Huayan school's hermeneutical scheme of the five kinds of teaching. In his view, both kinds of vehicles become the one practical path to becoming Buddha. From a historical point of view, Fujaku's theory is the early modern Buddhist's answer to the problem that the historical Buddha could not have preached the Mahāyāna sūtras.

51. A Study on Japanese Buddhism from the Radius of Buddhist Civilization

Shunji HOSAKA

52. Bibliographical Study of Yuzu Enmonsho

Takashige TODA

The general headquarters of the Yuzu Nembutsu sect is located in the Dainembutsu-ji temple, in Hirano ward, Osaka.

The Holy Saint Daitsu (1649–1716) got official approval to re-establish this sect in 1688, the first year of the Genroku era, in the Edo period.

He achieved several things during his lifetime. For example, he published the *Yuzu Enmonsho* in 1703, the 16^{th} year of the Genroku era, and the *Yuzu Nembutsu Shingesho* in 1705, the 2^{nd} year of the Hoei era. The first one exists neither as an original book nor in woodblock form. The other exists only as woodblocks. However I have found the book name *Yuzu Enmonsho* in the *Danrin Shingi narabi ni Jo* of 1696, the 9^{th} year of the Genroku era.

Bibliography has proved that the oldest written source is the printed book of the *Yuzu Enmonsho* from 1834, the 5th year of the Tempo era. It had a role regarding permission to enter the sect, as any person who wanted to enter the sect had to memorize the *Yuzu Enmonsho*.

53. Priest Jōkei and his Faith in Prince Shōtoku in Light of the Materials in

the Taikyōhyakuren-shō

Keijun KANEKO

The paper is mainly intended to make clear the faith of Jōkei, a Buddhist priest of the Japanese Hossō sect, in Prince Shōtoku. It is necessary at first to decide the authorship of the three works preserved in the *Taikyōhyakurenshō*. If these works were really written by Jōkei, following his view of the prince as the incarnated goddess of mercy, we could verify his strong faith that the life of the prince is likened to Buddha. Jōkei again accepts the prince as being one who contributed to the prosperity of the Hossō sect.

54. The *Pañca-dharma* and the *Dharma-kāya* associated with Ri (理) and *Chi* (智)

Toshihiro ADACHI

Gyōshin, who belonged to the Hossō-shū in the Nara era, had a peculiar view of *hosshin* (法身, *dharma-kāya*) that was associated with ri (理) and *chi* (智). In the *Ninnōkyōsho*, he postulated that *ri-hosshin* (理法身) had the nature of *shinnyo* (真如, *tathatā*) and *chi-hosshin* (智法身) had the nature of *shinnyo* (真如, *tathatā*) and *chi-hosshin* (智法身) had the nature of *shinnyo* (真如, *tathatā*) and *chi-hosshin* (智法身) had the nature of *shinnyo* (真如, *tathatā*) and *chi-hosshin* (智法身) had the nature of *shinnyo* (四智, *catvārijňānāni*). However, it has never been reported that Gyōshin possesses a view such as the one indicated above. A background of his thinking can be found in Huizhao's *Jinguangming zuishengwang jingshu*. Huizhao described the Dharmakāya of the *Jinguangming zuishengwang jing* through the words *ri* and *chi*, and equated it with the Dharmakāya in the broader perspective of *Chengweishi lun* whose nature was explained to be like that of the five elements (五法, *pañca-dharma*).

55. Observations on the Texts Quoted in Myoe's Zaijarin and Shogonki

Mieko YONEZAWA

Zaijarin (1212) and Shōgonki (1213) were written by Myōe (1173-1232) as a series of critiques of Hōnen's (1133-1212) Senchakushū (1198). At the begin-